

第 4583 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年10月4日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 交際費課税の対象にならない交際費

Q：交際費課税の対象にならない交際費があるようですが、どんなものがあるのですか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

交際費課税は、交際費、接待費、機密費その他の費用が対象になり、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出した交際費等について課税されることとなっています。したがって、すべての費目で支出した交際費等が課税対象になるのですが、交際費であっても課税になじまないものや贈答等であっても他の費用の性格のものは、交際費等に含めないこととしています。具体的には、次のものなどがそれに該当します。

- ①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ②飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額
- ③カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- ④会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- ⑤新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

その他、寄附金、値引き及び割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、給与等があります。

